

# 社会福祉法人育保の杜 役員等報酬および費用弁償規程

## 第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人育保の杜(以下、「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事、監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条(定義)

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

## 第3条(報酬等の支給)

役員等の報酬等は、無報酬とする。

## 第4条(費用弁償)

- 1 役員等がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。
- 2 費用の弁償については、社会福祉法人育保の杜「給与・退職金規定 第4章出張旅費」に基づき支給する。

## 第5条(改廃)

この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

## 付則

この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。